

水道局企業管理規程番号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 1 号	さいたま市水道事業会計支払準備金限度額及びつり銭準備金限度額に関する規程の一部を改正する規程	令和3年3月9日
水道局企業管理規程第 2 号	さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程	令和3年3月9日
水道局企業管理規程第 3 号	さいたま市水道局給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和3年3月29日
水道局企業管理規程第 4 号	さいたま市水道局押印を求める手続の見直しのための関係規程の整備に関する規程	令和3年3月31日
水道局企業管理規程第 5 号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	令和3年3月31日
水道局企業管理規程第 6 号	さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程	令和3年3月31日
水道局企業管理規程第 7 号	さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程	令和3年3月31日

## さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道事業会計支払準備金限度額及びつり銭準備金限度額に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道事業会計支払準備金限度額及びつり銭準備金限度額に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
水道事業管理者は、業務の執行上即時の支払を必要とする経費及び収納事務におけるつり銭に充てるため、次に掲げる現金を自ら保管するものとする。 (1) 支払準備金 <u>50万円</u> 以内 (2) [略]	水道事業管理者は、業務の執行上即時の支払を必要とする経費及び収納事務におけるつり銭に充てるため、次に掲げる現金を自ら保管するものとする。 (1) 支払準備金 <u>10万円</u> 以内 (2) [略]

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（収納金の取扱い）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 収納取扱金融機関は、現金を収納した場合には、管理者名義の預金又は振替口座に受け入れ、3日以内（その期間にさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下「市の休日」という。）が含まれるときは、その日を除く。）に出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替え、<u>公金振替書を出納取扱金融機関に提出し、及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。ただし、収納取扱金融機関が郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）である場合については、別に定めるところによる。</u></p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項本文の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた公金及び自ら収納した現金について記載した公金振替書及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">（証券の受領拒絶）</p> <p>第31条 企業出納員及び現金取扱員は、次のいずれかに該当する証券について、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 発行の日から起算し、6箇月を経過している<u>郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び為替証書</u></p>	<p style="text-align: center;">（収納金の取扱い）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 収納取扱金融機関は、現金を収納した場合には、管理者名義の預金又は振替口座に受け入れ、3日以内（その期間にさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下「市の休日」という。）が含まれるときは、その日を除く。）に出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替え、<u>公金振替書及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた公金及び自ら収納した現金について記載した公金振替書及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>4～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">（証券の受領拒絶）</p> <p>第31条 企業出納員及び現金取扱員は、次のいずれかに該当する証券について、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 発行の日から起算し、6箇月を経過している<u>郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）が発行する振替払出証書及び</u></p>

為替証書

(資金前渡の範囲)

第39条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。

(1)～(18) [略]

(19) [略]

(資金前渡又は概算払の精算)

第42条 資金前渡又は概算払を受けた者は、その用件終了後10日以内に精算書を作成し、証拠書類を添付の上、課長を経て管理者に提出しなければならない。

2・3 [略]

(資金前渡の範囲)

第39条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。

(1)～(18) [略]

(19) 保険料

(20) 振込手数料

(21) 日本放送協会に対して支払う放送受信料

(22) 郵便料その他これに類する経費

(23) [略]

(資金前渡又は概算払の精算)

第42条 資金前渡又は概算払を受けた者は、次に掲げるところにより精算をしなければならない。

(1) 毎月必要とする経費の前渡金にあつては、当該月の翌月10日までに精算書を作成し、証拠書類を添付の上、課長を経て管理者に提出すること。

(2) 前号の前渡金以外の前渡金及び概算払にあつては、その用件の終了後10日以内に精算書を作成し、証拠書類を添付の上、課長を経て管理者に提出すること。

2・3 [略]

(資金前渡の特例)

第42条の2 前条の規定にかかわらず、令第21条の5第1項第12号及び第13号並びに第39条第21号及び第22号に規定する経費の取扱いに関しては、別に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第3号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																						
<p>(使用中止の届出等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 条例第22条第2項の届出は、次の各号に掲げる届出の区分ごとに、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）に変更があったとき <u>給水装置所有者変更届出書</u>（様式第11号）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">代理人選定（変更）届出書</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市水道事業管理者</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代理人</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ) 氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">管理人選定（変更）届出書</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市水道事業管理者</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		代理人	[略]	(フリガナ) 氏名	[略]		[略]		[略]		<p>(使用中止の届出等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 条例第22条第2項の届出は、次の各号に掲げる届出の区分ごとに、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）に変更があったとき <u>所有者変更届出書</u>（様式第11号）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">代理人選定（変更）届出書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市水道事業管理者</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">代理人</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(フリガナ) 氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">管理人選定（変更）届出書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市水道事業管理者</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		代理人	[略]	(フリガナ) 氏名	[略]		[略]		[略]	
[略]																							
代理人	[略]																						
	(フリガナ) 氏名																						
[略]																							
[略]																							
[略]																							
[略]																							
代理人	[略]																						
	(フリガナ) 氏名																						
[略]																							
[略]																							
[略]																							

管理人	[略]	
	(フリガナ)	
	氏名	
	[略]	
[略]		

管理人	[略]	
	(フリガナ)	
	氏名	㊟
	[略]	
[略]		

様式第5号 (第7条関係)

給水装置工事申込書		
[略]		
氏名又は名称		
[略]		
[略]		
給水装置の所有者	住所 氏名	
	住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 電話番号	
指定給水装置工事事業者(委任代理人)	[略]	
	給水装置工事主任技術者氏名	[略]
[略]		
注		

様式第5号 (第7条関係)

給水装置工事申込書		
[略]		
氏名又は名称		
[略]		
[略]		
給水装置の所有者	住所 氏名	㊟
	住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 電話番号	㊟
指定給水装置工事事業者(委任代理人)	[略]	
	給水装置工事主任技術者氏名	[略]
[略]		
[略]		

様式第6号 (第7条関係)

修繕工事申込書	
[略]	
(宛先) さいたま市水道事業管理者	
[略]	
氏名又は名称	
[略]	
[略]	

様式第6号 (第7条関係)

修繕工事申込書	
[略]	
(あて先) さいたま市水道事業管理者	
[略]	
氏名又は名称	
[略]	
[略]	

様式第11号 (第12条関係)

給水装置所有者変更届出書

[略]

(宛先) さいたま市水道事業管理者

[略]

[略]	
新所有者	[略]
	(フリガナ)
	氏名
[略]	
前	[略]

様式第11号 (第12条関係)

所有者変更届出書

[略]

(あて先) さいたま市水道事業管理者

[略]

[略]	
新所有者	[略]
	(フリガナ)
	氏名
[略]	
前	[略]

所有者	(フリガナ)	
	氏名	
	[略]	
[略]		

(備考)

- 1 新所有者及び前所有者の氏名を自署しない場合は、記名押印をしてください。
- 2 前所有者が所在不明その他の理由により、前所有者の署名又は記名押印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類を添付してください。
- 3 本書に係る権利関係について、利害関係人その他の者から異議の申立てがあっても、市はその責任を一切負いません。
- 4 本書は、市が給水装置の所有権を保障するものではありません。

所有者	(フリガナ)	
	氏名	印
	[略]	
[略]		

(備考)

- 1 前所有者が所在不明その他の理由により、その者の署名捺印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。
- 2 本届出書に係る権利関係について、後日利害関係人その他の者から異議の申立てがあっても、水道局はその責任を負いません。

様式第17号 (第22条関係)  
水道料金減額申込書

[略]

また、減額事由が生活扶助受給又は支援給付受給による場合は、水道事業管理者が減額事由の確認に必要な範囲において、当該受給状況等を各区役所福祉課に照会し、回答を得ることに同意します。

申込者	[略]	
	フリガナ	
	氏名	
[略]		

注意事項

- 1 申込者と水道使用者（給水契約者）が異なる場合は、水道料金の減額はされません。  
ただし、さいたま市給水条例第3条第2号に規定する「共同住宅用」の給水装置を設置している物件に申込者がお住まいの場合は、この限りではありません。この物件にお住まいで減額を申し込む場合は、水道料金を取り扱う大家、管理会社、管理組合等に、市から請求される水道料金が減額されたものとなることの同意を得て、下欄に記名をしてもらってください。同意欄にご記入いただいた料金取扱者に減額の開始及び終了時期をお知らせするための文書を送付いたします。

2・3 [略]

大家、管理会社、管理組合等、料金取扱者の同意	[略]	
	氏名	
	[略]	

様式第17号 (第22条関係)  
水道料金減額申込書

[略]

また、減額事由が生活扶助受給又は支援給付受給による場合は、水道事業管理者が減額事由の確認に必要な範囲において、当該受給状況等を各区福祉課に照会し、回答を得ることに同意します。

申込者	[略]		
	フリガナ		印
	氏名		
[略]			

注意事項

- 1 申込者と水道使用者（給水契約者）が異なる場合は、水道料金の減額はされません。  
ただし、さいたま市給水条例第3条第2号に規定する「共同住宅用」の給水装置を設置している物件に申込者がお住まいの場合は、この限りではありません。この物件にお住まいで減額を申し込む場合は、水道料金を取り扱う大家、管理会社、管理組合等に、水道局から請求される水道料金が減額されたものとなることの同意を得て、下記の欄に記名、押印をしてもらってください。同意欄にご記入いただいた料金取扱者に減額の開始及び終了時期をお知らせするための文書を送付いたします。

2・3 [略]

大家、管理会社、管理組合等、料金取扱者の同意	[略]		
	氏名		印
	[略]		

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第22条関係）

世帯構成届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

使用者番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

水道料金の減額を申し込みたいので、次のとおり世帯構成について届け出ます。

世帯構成	フリガナ	申込者との続柄	生年月日	課税状況をさいたま市財政局所管課に照会し、回答を得ることについて	備考
	氏名				
世帯員1 (申込者)		本人	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員2			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員3			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員4			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員5			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員6			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員7			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員8			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員9			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	
世帯員10			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	

1 世帯（世帯を別に行っている方でも、同一の水道を使用している方を含みます。）の全員について、記入してください。

2 新規に申し込む場合は、世帯全員の「個人住民税が非課税であることの証明書（以下単に「証明書」という。）」を提出してください。ただし、世帯員のうち18歳以下で、扶養控除対象者になっている方の証明書は不要です。

3 個人住民税非課税世帯として減額を受けている方が、その減額期間終了に伴い引き続き申し込もうとする場合は、証明書の提出は不要です。ただし、次の各号のいずれかに該当する方がいる場合には、その方に係る証明書の提出が必要になります。

(1) 課税状況をさいたま市財政局所管課に照会し、回答を得ることに同意しない方

(2) 市内に住所を有しないなど、さいたま市財政局所管課に照会をしても個人住民税が非課税であることの証明が得られない方

注

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のさいたま市給水条例施行規程の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

## さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市水道局押印を求める手続の見直しのための関係規程の整備に関する  
規程

(さいたま市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第1条 さいたま市水道局庁舎管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程  
第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(さいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程の一部改正)

第2条 さいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程（平成24年さいたま  
市水道局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

(さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程の一部改正)

第3条 さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程（平成13年さいた  
ま市水道部企業管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第4条 さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道  
部企業管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定により作成されて  
いる様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 [略] 2 前項に定めるもののほか、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外の職員についても期末手当を支給する。 (1)・(2) [略] (3) その退職に引き続き国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「国等」という。）の職員（非常勤の職員にあっては、再任用短時間勤務職員その他管理者の定める職員に限る。）となった者 <u>（管理者が定める者を除く。）</u>	(期末手当) 第19条 [略] 2 前項に定めるもののほか、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外の職員についても期末手当を支給する。 (1)・(2) [略] (3) その退職に引き続き国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「国等」という。）の職員（非常勤の職員にあっては、再任用短時間勤務職員その他管理者の定める職員に限る。）となった者
3～10 [略]	3～10 [略]

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程（平成22年さいたま市水道局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規程において「通勤による災害」とは、<u>法第7条第1項第3号</u>に規定する通勤災害に該当する負傷、疾病、障害又は死亡をいう。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(休業補償の請求)</p> <p>第5条 休業補償を受けようとする特定非常勤職員等特定非常勤職員は、<u>休業補償請求書（休業援護金申請書）（様式第1号）</u>に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(援護金等の申請等)</p> <p>第11条 援護金の支給を受けようとする特定非常勤職員等特定非常勤職員は、次の各号に掲げる援護金の区分に応じ当該各号に定める書面に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 休業援護金 <u>休業補償請求書（休業援護金申請書）</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規程において「通勤による災害」とは、<u>法第7条第1項第2号</u>に規定する通勤災害に該当する負傷、疾病、障害又は死亡をいう。</p> <p>4～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(休業補償の請求)</p> <p>第5条 休業補償を受けようとする特定非常勤職員等特定非常勤職員は、<u>休業補償請求書（休業補償援護金申請書）（様式第1号）</u>に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(援護金等の申請等)</p> <p>第11条 援護金の支給を受けようとする特定非常勤職員等特定非常勤職員は、次の各号に掲げる援護金の区分に応じ当該各号に定める書面に、管理者が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 休業援護金 <u>休業補償請求書（休業補償援護金申請書）</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条、第11条関係）

休業補償請求書（休業援護金申請書）

年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

（請求者）住所  
氏名

休業補償等を受給したいので、次のとおり請求（申請）します。

1 所属		
2 被災職員氏名 年 月 日生（ 歳）	3 職種 4 負傷又は発病年月日 年 月 日	
5 災害の発生状況		
6 請求日数 年 月 日から 年 月 日までのうち 日		
※ 7 所属長の証明	1から6までの事項については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属の [所在地 名称 長の職・氏名]	
8 休業補償請求金額	(休業給付基礎日額) (請求日数) 円×60/100× 日= 円 (円未満切捨て)	
9 休業援護金申請金額	(休業給付基礎日額) (申請日数) 円×20/100× 日= 円 (円未満切捨て)	
10 医師の証明手数料（3日以内の場合に限る。） 円		
※ 11 医師の証明	(傷病名)	(現在の状態) <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中
	(請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日までのうち 日	(勤務できなかったと認められる理由)
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の [所在地 名称 医師等の氏名]	
12 添付する書類 その他の資料名		

13 送金希望の場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受理	年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決定	年 月 日
	口座番号		※ 支払	年 月 日
	口座フリガナ 名義人氏名		※ 決定金額	円

注

様式第2号を次のように改める。

障害特別援護金申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

（申請者）住所

氏名

障害特別援護金を受給したいので、次のとおり申請します。

1 所属	
2 被災職員氏名 年 月 日生（ 歳）	3 職種
	4 負傷又は発病年月日 年 月 日
	5 治癒年月日 年 月 日
6 災害の発生状況	
7 障害の部位及びその程度	
8 既存障害及びその程度	
9 障害等級	第 級
※ 10 所属長の 証明	1 から 9 までの事項については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属の [ 所在地 名称 長の職・氏名
11 障害特別 援 護 金 申請金額	円

12 送金希望の 場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受 理	年 月 日
	預 金 科 目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決 定	年 月 日
	口 座 番 号		※ 支 払	年 月 日
	口 座 名義人	フリガナ 氏 名	※ 決 定 金 額	円

注

様式第3号を次のように改める。

遺族特別援護金申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

（申請者）住所

氏名

遺族特別援護金を受給したいので、次のとおり申請します。

1 所属							
2 死亡職員氏名 年 月 日生（ 歳）				3 職種			
				4 負傷又は発病年月日		年 月 日	
		5 死亡年月日		年 月 日			
6 災害の発生状況							
7 申請者が労働者災害補償保険により給付を受けた遺族補償		<input type="checkbox"/> 遺族補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償一時金		<input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 遺族一時金			
8 申請者及び遺族特別援護金を受けることができる遺族		氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考
※9 所属長の証明	1 から 8 までの事項については、上記のとおりであることを証明します。						
	年 月 日	所属の		所在地 名称 長の職・氏名			
10 遺族特別援護金申請金額の計算	遺族特別援護金 円 × $\frac{1}{\text{（受給権者の数）}}$ = 円						
11 遺族特別援護金申請金額	<input type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合				円		

12 送金希望の場合	振込先金融機関名	銀行	支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	氏名

※受理	年 月 日
※決定	年 月 日
※支払	年 月 日
※決定金額	円

注

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第7号

さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局安全衛生管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導）</p> <p>第27条 <u>水道総務課長</u>は、健康診断において、職員が別に定める基準に該当する場合には、当該職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第25条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第5に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。</u>以下この条において同じ。）に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。</p> <p><u>2 所属長は、職員が前項の面接を受けられるよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、職員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定保健指導の対象であるときは、所属長は、同項の保健指導に代えて状況報告書の提出を求めるものとする。</u></p>	<p>（脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導）</p> <p>第27条 <u>所属長</u>は、健康診断において、<u>脳血管疾患及び虚血性心疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受けた職員</u>が別に定める基準に該当する場合には、当該職員（第25条第1項の規定により、脳血管疾患又は虚血性心疾患の発生に関し別表第5に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。）に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の職員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する特定保健指導の対象であるときは、所属長は、同項の保健指導に代えて状況報告書の提出を求めるものとする。</u></p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。